○ ガソリン携行缶の使用に係る事故防止対策について

平成 25 年 8 月 15 日に京都府福知山市の花火大会会場において、ガソリン携行缶の使用方法に起因する火災が発生しました。この件に関して、ガソリン携行缶は広く一般に普及しており、特に、東日本大震災以降、当市においても各家庭や各事業所で燃料供給不足時の対策として、ガソリン携行缶での保管がなされている状況下での事故も懸念されているところであります。

この件に関し、有識者・関係団体・消防機関等を委員とする「ガソリン携行缶の使用上の注意事項に関する検討会」が開催され、ガソリン携行缶の使用者が特に注意すべき事項に関する提言が取りまとめられております。この提言を受けて、平成25年12月以降に出荷されるガソリン携行缶については、使用者の目に触れやすい個所に注意表示シールが貼付されておりますほか、既に流通しているガソリン携行缶への対策として、関係団体(全国危険物安全協会・危険物保安技術協会)において、注意表示シール等が作成され、全国の消防機関に配布されているところであります。

当局においては、ガソリンスタンド等に注意表示シールを配布し、注油する際等に持ち込まれるガソリン携行缶に注意表示シールを貼付していただくよう協力依頼を行っております。



関連通知等 URL

○ 仙台市 HP「ガソリン携行缶を使用する際はご注意ください!」

http://202.232.46.89/kurashi/shobo/ggk/__icsFiles/afieldfile/2013/08/23/gasorinkeikoukan.pdf

○ 多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について

【平成 25 年 8 月 19 日付消防予第 321 号・消防危第 155 号 消防庁】

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2508/pdf/250819_yo321ki155.pdf

○ ガソリン携行缶の使用上の注意事項に関する検討会の結果概要

【平成25年9月13日 危険物保安技術協会】

http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/info/gasorinkeikoukanryuui_25_9_13.pdf

○ ガソリン携行缶を安全に取り扱うための留意事項について

【平成25年10月4日付消防危第177号 消防庁】

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251004_ki177.pdf

○ ガソリン携行缶の取扱いに関する注意表示シールの配布について

【平成 25 年 11 月 21 日付消防危第 201 号 消防庁】

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2511/pdf/251121_ki201.pdf

↑注意表示シールのデータはこちらからダウンロードできます。